

三浦市市制施行70周年記念 令和7年度みうら市民まつり実施要領

- 1 開催日時** 令和7年11月16日（日） 10時～15時
（雨天決行、荒天の場合には中止または内容の変更あり）
- 2 開催場所** 潮風アリーナ及び初声市民センター
- 3 開催内容** 潮風アリーナ : ステージ発表、展示・啓発、地域交流、フリーマーケット等
初声市民センター : 飲食ブース等
※市制施行70周年記念式典を実施予定

4 参加事業企画テーマ

- (1) 豊かな共生社会、福祉・市民活動の推進
 - (2) 環境・エコロジー・ライフスタイル提案
 - (3) 教育・文化・体育に関連した催し
 - (4) 市民交流・地域活性化の推進
 - (5) 地産地消・うまいもの屋台
- ※ 市民まつり運営サポーター（事務局サポート）

5 参加申込に関する注意事項

(1) 一般的な注意事項

- ア 募集期間終了後に、みうら市民まつり実行委員会の選考により参加事業を決定するため、申込多数などの理由で参加できない場合がある。
- イ 出展（出店）に関して、主催者の指示に従うこと。

(2) 食品を提供する場合の注意事項

- ア 食品衛生法に基づき、1ブースで扱える品目数は、原則1品目。
- イ 他の行事を含めて年間に複数回の食品を提供する出店を行う場合は、営業許可の対象となるため、出店者は事前に神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター（以下「三崎センター」という。）で「（屋台型）臨時営業」の許可を受ける必要がある。
- ウ 出店が営利目的でなく、また、食品を提供する出店が年間に1回のみの場合は、営業に該当せず「臨時出店」の扱いとなるため、事前に三崎センターでの手続きの必要はない。
- エ 「臨時出店」の場合も、「神奈川県臨時出店等における食品の取扱いに関する指導指針」の指導事項を順守すること。
- ① 提供できる食品の品目
 - ② 屋台型臨時営業の施設・設備の基準に準じて、手指消毒剤や蓋付ゴミ箱の他、提供する食品の種類に応じて必要になる設備を出店者自ら用意するなど。

みうら市民まつり実行委員会事務局
（三浦市市民部市民協働課）